チ　法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ　前号ニ(1)から(11)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

［ロ～ニ　略］

［六・七　略］

（長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第二十五条の二十三　第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十二条第五項中「当該長期信用銀行を所属長期信用銀行とする長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該長期信用銀行代理業者の所属長期信用銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第二十五条の二十四　長期信用銀行代理業者（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　略］

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第二十五条の二十七　長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集及び保険媒介業務に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　略］

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五　［略］

2　一の特定預金等契約の締結について、二以上の長期信用銀行、長期信用銀行代理業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この項において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービ

チ　法、銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

五　［同上］

イ　前号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

［ロ～ニ　同上］

［六・七　同上］

（長期信用銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第二十五条の二十三　第十二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による長期信用銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。

（預金等との誤認防止等）

第二十五条の二十四　長期信用銀行代理業者（法第十六条の七に規定する長期信用銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十二条の三第一項及び第二項の規定を準用する。

［2～4　同上］

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第二十五条の二十七　長期信用銀行代理業者は、長期信用銀行代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金等、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十二条の四の六に規定する情報及び前条において準用する第十二条の四の七に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく兼業業務（保険募集に係る業務を除く。次項において同じ。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

［2・3　同上］

（契約締結前交付書面の記載事項）

第二十六条の二の二十五　［同上］

2　一の特定預金等契約の締結について長期信用銀行及び長期信用銀行代理業者が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項の規定により顧客に対し契約締結前交付書面を交付しなければならない場合において、いずれか一の者が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面